

寄稿に見る石田先生の教え —45編が示すもの

1 計画するための原則(理念) 都市計画は、合理的に作成されなければならない。

計画とは予測し備えることであり、多様な主体間の矛盾を調整し合意形成を図るものである。都市計画は、工学技術として厳密な理論性が求められる一方、社会制度として歴史に学ぶ必要がある。計画科学に基づき、フィールドを踏まえることで、理論と歴史の両面からの検証に耐えうる合理性を獲得していく。

1-1 計画とは、予測し備え、矛盾を調整し、合意形成し動かすこと。

- 矛盾の調整 ■都市計画とは合意の形成である ■計画とは都市の発展法則に働きかけて制御すること
- 2019年の都市計画 ■衰退する地域や当初の機能を失った施設等の再生 ■都市計画という領域

1-2 理論を踏まえ、歴史を評価し、現場を訪ね、科学的に計画する。

- 大学院教育：計画科学≫計画思想 ■先生の思い出と受け継いだもの ■フィールドに学ぶ
- 都市計画はそこに暮らす人々がいるのだから「実験」はできない ■計画の重層的連続・変遷の結果としての今
- なぜ都市計画史研究なのか、その成果を現在の計画者はどう活用するか ■自然発生的にできた都市など無い
- 計画には現状認識をもとにしたジャンプが必要である ■生活要求と計画要求

2 実践するための手法(制度) 都市計画は、具体的に実現されなくてはならない。

都市計画は、具体的に実現されて初めて意味を持つ。法令による規制制度や事業手法、財源等には、計画を確実に具体化するための有効性が求められる。計画なしに実行してはならないし、利益は還元されるべきである。それぞれの地域やそこでの生活の現実に対応できこそ、計画制度は目的を達していく。

2-1 計画あつての土地利用であり、開発利益は社会に還元すべき。

- ▲▲▲▲計画なきところに開発なし ▲都市計画財源と受益者負担 ▲市街化の質的コントロールと自治体の責務

2-2 地域や生活の現実に柔軟に対応できる計画制度が必要である。

- ▲法律とは最低限の基準 ▲メタボリック容積率、計画なきところに開発なし ▲産湯といっしょに赤子を流す
- ▲市民生活を底上げる仕組み ▲日本の都市計画には本当の意味での詳細計画がない

3 実現すべき空間(都市像) 都市計画は、良き生活を提供しなくてはならない。

計画や制度が目指す都市像、実際にできる都市空間は、良き生活を提供する優れたものでなければならない。そのためには、望ましい都市像や住環境のあり方を予め明確にし、関係者間で共有して追求する必要がある。生活者の視点と行動原理に根ざしつつ、計画づくりが将来への想像力を伸ばしていく。

3-1 望ましい住環境像を明確にし、目標として共有する。

- ★「望ましい」住環境をつくる ★ともに住むための仕組みを考える ★住宅、住宅地について
- ★建築を都市スケールで展開する ★都市を利用しつつしてはならない

3-2 生活者のための計画づくりは将来への想像力である。

- ★都市計画は「総合計画」から「まちづくり」へと ★再開発と周辺地区計画の整合及び零細地権者対応
- ★けものみちは計画者の敗北か ★やみ鍋を最後に食べる参加者としてかかわっていく

4 中心となる主体(当事者) 都市計画は、民主的に決定されなければならない

都市計画は公共的な性格を有するものであり、民主主義の原則に沿って適切に定められる必要がある。地域の担い手たる住民が計画に主体的に関与し、その結果を引き受けて地域を運営することが求められる。そのために、市民は歴史を知り、専門家の支援の下、実践を通じてまちづくりの主体として成長していく。

4-1 住民が主体となって地域を計画し、運営していく。

- 近隣住区(6原則)には7番目の原則がある ●選ばれた街の計画からすべての街の計画へ
- 土地区画整理事業における市街化コントロール ●日本の都市計画には本当の意味での住民参加がない

4-2 歴史を知り、専門家が支援し、市民は未来を創る主役になる。

- 地域・自治体のまちづくり史 ●ここがわたしたちのまち ●生活者に寄り添った計画者たれ
- 主体の確立というとき真摯に対峙するフレームを如何につくるかが問われる ●耳学問の会
- 住民運動への視座 ●民主的な土地利用計画体系の追求 ●2019年への都市計画史